

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第1回芦屋市スポーツ推進審議会
日時	令和7年8月1日(金) 14:00～15:30
場所	芦屋市役所東館3階中会議室
出席者	会長 松尾 信之介 副会長 青野 桃子 委員 和田 由佳子 中道 莉央 國廣 正則 西原 美津夫 和泉 淑子 矢持 美佳 武久 伸男 下條 純 浅田 陽一
欠席者	委員 関 めぐみ
事務局	スポーツ推進課長 高橋 正治 係長 木野 隆 主任 鎌田 明信
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者11人中11人の全会一致により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状・任命書交付
- (3) 審議会運営に関する諸事項
- (4) 報告事項
- (5) 審議事項
- (6) その他
- (7) 閉会

2 提出資料

- 資料1 会議次第
資料2 委員名簿
資料3 特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会資料
資料4 芦屋市レクリエーションスポーツ協会資料
資料5 【令和8年施行】芦屋市改正補助金等交付要綱
その他資料1 芦屋市地域クラブ活動方針

その他資料2 芦屋市地域クラブ要綱
その他資料3 チラシ（地域クラブとは）

3 審議内容

（1）開会

松尾会長：開会のご挨拶

（2）委嘱状・任命書交付

事務局高橋：委員の交代について報告

京田委員に代わり國廣委員、川口委員に代わり下條委員

國廣委員：ご挨拶

下條委員：ご挨拶

松尾委員：市長代理で委嘱状および任命書の交付

（3）審議会運営に関する諸事項

事務局高橋：審議会の成立、審議会の公開、傍聴希望なし、議事録の公開について説明。

審議会および議事録の公開について「異議なし」で承認される。

（4）報告事項

松尾会長：スポーツ団体の令和6年度事業実績・決算、令和7年度事業計画予算についての報告を行います。

初めにスポーツ協会より報告をお願いします。

國廣委員：資料3に沿って報告。

松尾会長：ただ今の報告への質問がある方がいらっしゃればお願いします。

私から。市民スポーツ振興事業、昨年度は9競技に支給されたところですが、皆さん手を挙げて、先ほど説明いただいた基準に乗っかって精査した結果、9競技団体しか手を挙げてくれなかったイメージですか？

國廣委員：そうですね。昨年度はそういう形になります。

松尾委員：本来は20競技頑張ってほしいなど。

國廣委員：年度でも多少増減ありますけど17、18という競技団体が手を挙げていただいたこともあります。昨年、協会財政の関係があって、いろいろ事業の見直しをしたものですから、募集時期のときにうまく合わなかった感じで、事務上の課題がありまして、少なかったというのもあります。本来であれば10数競技の団体、15から17とかという形になろうかと思います。

松尾会長：大半が大会の運営ということですか？

國廣委員：そうですね。大会が多いのは事実です。あとは市民にも練習会を提供しますから、体験しに来てくださいよという事業をされているところもあります。

松尾会長：おそらく既に全体のバランスを見て配分されたんだと思いますけど、昨年ユニテッドプロジェクトで大分費用が必要だったところ今年がないのは、大丈夫でしょうか。

國廣委員：ユニテッドプロジェクトにつきましては、総合型の事業ですけど、もともと受益者負担でやっています。昨年度上半期はスポーツ協会が直営でやっていました。財政上のこともあって、雇用形態を変えて、外の団体というか、スポーツ協会直営でなくて、委託同等という形に変えたので、それで人件費等々にあたる約1,000万円が支出も含めて変わってきています。

松尾委員：以上でスポーツ協会さんの報告を終了させていただきます。
次に、レクリエーションスポーツ協会さんよりご報告をお願いします。

西原委員：資料4に沿って報告。

松尾会長：ただ今の報告への質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。
私から。一般枠15,000円、15団体、恐らく昨年度も質問させていただきましたが、この使途、次の審議事項でも規約を見ないといけないところですが、この15,000円の各団体の使途はどのようになっていますか？

西原委員：基本的には、それぞれの加盟団体からの支出内容については取っております。

松尾会長：では、それぞれ15団体がどのように使われているかは不明？

西原委員：はい。お任せしています。金額的にもそんなに大きな額ではない。

松尾会長：特別枠の方はいかがでしょうか。

西原委員：大きな大会をその団体が開催する場合、補助金でもらうように特別枠として別途15,000円をお渡しすることに。

松尾会長：具体的な大会運営のどの辺りの金額に使われていますか？

西原委員：基本的には、たぶん会場費用が一番大きいのではないかと。もちろん賞品を出されるときもあると思いますが、そこら辺の補助金としての使用になるかと思っています。

松尾会長：会場使用料が主ですね。

西原委員：と思います。

松尾会長：同じく主催事業も何に使われているかご説明いただけますでしょうか。
例えばウォークバスツアーの1万円はこの事業の何に使われているのか？

西原委員：あくまで補助金を使っているということで、できるだけ参加費用を皆さんで出していただく、不足分がもしも出た場合そこに使う形になっています。今回についてはバス代の費用が結構かかったので、不足分の補助として使われている形です。

松尾会長：1万円が該当するものはバスの使用料ということですね。クロリティーはスポーツ協会と共催の参加費といいますか、お互い持ち寄ってということ。

西原委員：会場費と賞品代が主。

松尾会長：ウェルネスセミナーとふれあいスポーツチャレンジには補助金の該当するものはない？

西原委員：加盟団体で任意の団体で来ていただいて、自分たちで紹介していただきながら皆さんに楽しんでもらう。補助金からの補助は出していません。

松尾会長：事業報告の「体力づくり強調月間」に記載されて括弧書きの5団体が特別枠の5団体ですか？

西原委員：全然別です。

松尾会長：事業報告の中で記載に関わっている団体は15団体のうちいくつ？

西原委員：5団体。

松尾会長：ということは裏を返すと10団体はレクリエーションスポーツ協会の事業には直接関与はされていないということですか。

西原委員：それぞれ、レクスポの団体として活動していただいているのが15団体です。その中で特別枠を請求していただいて、大会なんかを開催している団体、認可されたのが5団体です。

松尾会長：主催に協力しているのが5団体という認識ですか？

西原委員：あくまで自分たちの団体として大会も含めて大きな大会を開催している団体が5団体です。

松尾会長：例えば「ふれあいスポーツチャレンジ」なんか、ラジオ体操も含めると8種目、8競技とっていいのか、8種目の記載があるわけですが、別に8団体がかかわっているわけではない？

西原委員：15団体のうち8団体が来て、「ふれあいスポーツチャレンジ」はありました。

松尾会長：これは15団体のうち8団体が来ている。

西原委員：そういうイメージですね。

和田委員：松尾会長のご質問とも重なりますが、一般枠と特別枠で出されている15,000円がそれぞれ使っている目的が異なっていて、用途はお任せしているということですか？

西原委員：ちゃんと目的も含めた、こういうふうに使いたいということで申請を受けたうえでそれを認可する形にしています。

和田委員：規定としては両方とも15,000円で規定されていて、これに必要なからこのように使いますという説明でしょうか。

西原委員：そういうことです。

松尾会長：10団体は15,000円で5団体は30,000円ということでいいですね。

西原委員：はい。

松尾会長：ちなみに今おっしゃっていた申請を出してもらって、精査しているところの規約、精査する方法、先ほどスポーツ協会さんから同様の説明がありましたが、そのあたりをご説明いただけますか。どういう用途に対して、どういう審査過程で出してますよというところを。

西原委員：基本的にはどんな内容で特別枠を使いますかという内容を申請していただきます。それを理事会で確認したうえで認可するやり方です。

松尾会長：事業の内容、用途の内容ではなくですか？

西原委員：予算も全部入れていただきますけど、要は何をするのかに対する確認です。

松尾会長：今何でこういう質問をさせていただいているかというと、お金に色はついてないとはいえ、何に使われたかが、この資料からはちょっと分かりにくいところがあるので、そこに関して、昨年もお願ひしているところではあるので、こういう事業をやりますよだけでは、恐らく最近の時代的に難しいところはあるかと思うので、施設利用料の、例えばバスツアーだと、バスの領収書、例えば20万円かかるバスの領収書のうち1万円が補助に充てましたとか、そういうことが明確にわかる資料、この資料からは分からない。

西原委員：私だけが認識が不足してる可能性もありますので、確認させてもらいます。

松尾会長：例えばスポーツ協会さんだと、ここの会場費とか修繕費とか、そういう形での項目、少なくとも記載は必要なのかなと。報告書の内訳としては。

西原委員：分かりました。

松尾会長：極端な話、飲み食いに使っても分からないと言われてしまいかねないということですね。

西原委員：出てるかもしれないですけど私の認識不足だったかもしれないので確認しておきます。

松尾会長：以上でレクリエーションスポーツ協会さんの報告を終了させていただきます。

(5) 審議事項

松尾会長：続いて審議事項に移らせていただきます。

令和8年度、スポーツ団体補助金の予算要求額についての審議を行います。

令和8年度から補助金要綱の改正が実施されると聞いておりますが、審議に先立ちまして事務局よりその辺りの説明をお願いいたします。

事務局高橋：現在の要綱は昭和46年に作成されたもので既に50年を経過しています。

令和8年度に補助金の交付要綱が改正され、明確な補助基準と厳格な審査が求められます。具体的には事業費への補助への転換、団体への補助はしない方針です。補助金の原資は言うまでもなく市民からの税金です。今まで以上に対外的に見て、市民に理解いただけるものでないものについては今後認められなくなります。

また今までは補助金を渡しきりでしたが、余剰金が出た場合の対応についても求められます。

資料5の交付基準について読み上げ。

松尾会長：ただいま説明いただいたことに対するご質問があれば。ひとまず規約に関しては皆さんよろしいでしょうか。

それでは令和8年度の団体補助金の予算要求額、こちらの審議をしていただきたいと思います。既に先ほどの予算額に対する補助金の額は、両団体ご説明をいただいておりますが、あらためてそこに対しての審議事項としてのご質問がもしあればお願いします。

和田委員：追加書類等は無しで審議するということでしょうか？

松尾会長：これは審議が進んでいけばと思うところだったんですが、先ほど説明いただいた規約の中の、交付の適否に関するところを見定めるのは、なかなか難しいところだと思うんです。公益上の必要性とか費用対効果を我々が審議するのは。ただ補助対象外経費、あるいはその下の備考の部分、この7つの項目に該当しないことの証明はある程度必要だろうと思うので、それが分かる資料になっていることが、最初の条件であるのかなと。

我々が課す条件というより、これがいつ公開されても市民の理解が得られるという観点での条件になろうかと思えます。

その観点でいきますと、例えばスポーツ協会さんの中で、ユナイテッドプロジェクトの人件費は次の補助金要求の中からなくなっているところなので、

そのあたり見える形でクリアされているのかなと。そういうところを1つずつ精査していく必要があるだろうと。

これまでの経緯でいくと、この事業をやりたいから、じゃあ幾らで頑張っねというところはあったかと思うんですが、基本的には領収書と照らせないものは、今どの会社でも認められないと思いますので、そういう観点で見ていくと少なくともレクリエーションスポーツ協会さんをお願いしていた、例えば主催事業、共催事業の4つ、ここはお金は何に使われているのか。これに使いますよという追加資料は必須でしょう。団体助成金も、このままの文脈で受取るならば廃止せざるを得ないと思うんです。この規約と照らし合わせれば、これは説明がつかないだろうと。

西原委員：そうですか。

松尾会長：現時点でこれはいいOKですと今日にはできないと思います。追加資料を精査した上で、場合によって再び審議会を開くのか、書類の回覧審議にさせていただくか、この辺は事務局との調整が必要かなというところですが、もし追加資料をとればその期日設定なども必要になろうかというところですが、その手順に行くにあたって聞いておくべきことがあれば、皆さんからご質問をいただいたほうがいいのかなと思います。どこの行政の補助金を見ても人件費、飲食費、謝礼、あるいは迂回はどこも難しいと思うので。

今口頭でご説明いただければいいですが、先ほどのご説明を聞く限りは難しいのかなという印象です。細目に人件費や日当、謝金が登場してはいけないんだと思います。少なくともここにご出席いただいている、団体補助金の15,000円が何に使われているかが分からないという状態は避けていただきたいところです。

両団体の審議ですので、ほかにご質問があれば、皆様よろしく願いします。

一番はこの7つに該当しないことの客観性が書類上からも、あるいはこれを通した後の事業報告のときに、領収書と明確に照らすことが可能ということが予算を審議する段階でも必要な観点なのかなと。団体が受け取りましたという領収書ではなくて、何に使ったのかが分かる領収書ですね。

和田委員：きちんと第三者が見て、説明ができていると思っていただける書類で審議するのが大事かなと思います。見える化をしていただきたいので、今口頭でもご説明いただいたところを書面にさせていただいて、審議の書類として、書面審議でも構わないので、手続きを取るべきと私個人的は考えます。芦屋市さんがどういう風に、こういった事例の時に対応されてきたのか、お伺いしたいです。

松尾会長：これまで事例とかがあれば。芦屋市として。

事務局高橋：財政当局からは補助金については毎年苦言を受けています。我々としては要綱が変わっていないということで、のらりくらりじゃないですけどやってきた部分はあります。

和田委員おっしゃるように、これからは対外的に透明化を図る、明確に

説明も必要となってくると、きちっとした書類を出していただかないと今までのように「じゃあ認めましょう。」とはいかないと思います。過去の例は把握できておりませんが、書面審議のようなことをさせていただくべきだと考えています。

松尾会長：昨年の記憶と、先ほどちらっと見た議事録で、昨年は団体補助、使途は昨年とほぼ同様の書面ではありますが、規約を事前に示していない以上、これどうなのと思っても、それは正當に審議すべきだろうと言ったような記憶があります。今年に関しては、新たな規約が出てきた以上は、そちらに合わせるにいただいた上での審議が必要になるのかなと思いますので、ひとまずスポーツ協会さんに関しては、特定の大きな疑義は出ていないかなと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、スポーツ協会さん、今回申請いただいている内容で、ひとまずここは通過でよろしいでしょうか。

レクリエーションスポーツ協会さんは現状で行くと、少なくとも団体助成については厳しそうと考えます。

その他についても、審議するに至る説明が添えられていませんので、そこを追加資料としてご提出いただいた上で、再度皆さんに集まっていただくか、回覧審議でいいのではないかと考えておりますが、あらためて回覧で審議をさせていただくということで皆さんよろしいでしょうか。

具体的な再提出の期日は事務局と調整していただいて、そこで提出いただいたものを見て、今回の新たな要綱に照らし合わせて、認められる項目と、難しい項目がもし出れば、そこについては残念ながらということになる可能性も含めて、審議を継続するということでしょうか。

それでは、お手数が增えるかとは思いますが、事務局と調整いただいて、決算書を作ることを見越して、申請書の時点で細かく書いていただくことと合わせて、添付資料等は付けれるのであれば、付けていただいてということになるかなと思います。

事務局高橋：承知しました。

西原委員：後ほど相談させていただいたうえで。

松尾会長：日は切らないといけないので、提出期限を設定していただいた上で。けどこれを書いてもらえれば通せますよということでもないで、そこはレクリエーションスポーツ協会さんが、きっちり証明できることと、見直すところがあれば考えていただいて、あらためて申請書を作っていただくことでお願いしたいと思います。

この点に関して、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。では審議事項については、これで終わりにさせていただきたいと思います。次にその他といたしまして、芦屋市における部活動の地域展開についての説明を事務局よりお願いします。

(6) その他

事務局高橋：前回、皆様にご報告を行う予定でしたが、こちらの不手際で対応できな

かったことをお詫びします。

一定、ご報告できる内容が整いましたので、現在、中学校部活動の所管を
をしております学校支援課の浅田委員に出席いただいておりますので、
浅田委員よりご報告をお願いします。

浅田委員：その他資料１～３に沿って説明

松尾会長：それでは以上を持ちまして、本日の議事は全て終了しましたので、進行を
事務局にお返しいたします。

(7) 閉会

青野副会長：閉会のご挨拶

以 上